

# 庁舎建設地はふるさと産文西側に 役場庁舎建設委員会を設立

役場庁舎建設委員会設立会議が1月8日、ふるさと産業文化館で開かれました。

同委員会は、昨年設置した役場庁舎建設基本計画検討委員会で策定された基本計画書の答申に基づき、庁舎建設の

諸問題や諸施策について総合的に検討調整し、庁舎建設の推進を図るため設立されたものです。委員は、町長をはじめ町議会議員、区長、役場庁舎整備検討委員会および建設基本計画検討委員会の公募等

の委員など60人で構成。今後は基本計画書を尊重し、市民の利便性や安全性に配慮するとともに行政の拠点にふさわしい庁舎建設に向けて整備を進めていく予定です。

会議では庁舎建設基本計画の答申内容が報告された後、今後の進め方について協議しました。また、建設場所の選定を行い候補地3か所のうち、ふるさと産業文化館に隣接した西側の用地とすることを満場一致で決定しました。選定理由は、ほぼ町の中央であることや近くに公共施設があり、施設の相互利用が図れることによるものです。

敷地面積は約1万8千㎡  
第2回役場庁舎建設委員会

第2回役場庁舎建設委員会会議が1月24日、ふるさと産業文化館で開かれました。

会議では、答申された庁舎建設基本計画内容を確認した後、ふるさと産業文化館に隣接した西側用地の買収区域を

南北道路の東側として、面積は約1万8千㎡にすることを決定しました。また、基本設計業者については、町の事業実績があるなどの条件を満たしている10社を選定しました。今後、庁舎建設委員会で設計業者を決定していく予定です。



庁舎建設が予定されているふるさと産文西側の用地

## 第1回町議会臨時会

### 町議会議員定数条例を可決

第1回町議会臨時会が1月12日(会期1日)開かれ、明和町議会議員定数条例の制定について議案(議員提出)の審議が行われた結果、原案どおり可決されました。その主な内容をお知らせします。

#### 明和町議会議員定数条例の制定

地方分権一括法が施行され、地方自治法の改正に伴

うもので、従前は議員定数を12名と定めていましたが、平成15年1月1日からは議員定数の上限を条例で定めることになりましたので12名に改正しました。

なお、適用は施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙からです。また、従前の明和町議会議員定数を減少する条例は廃止しました。



役場庁舎建設に向けて設立された役場庁舎建設委員会